

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

〔平成14年3月27日〕
規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例(平成14年さいたま市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録)

第2条 条例第3条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前30日までに、市長に登録の申請をしなければならない。

(登録申請)

第3条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書(様式第1号)とする。

2 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第4条第2項第1号の書類 誓約書(様式第2号)
- (2) 条例第4条第2項第2号の書類 器具明細書(様式第3号)
- (3) 条例第4条第2項第3号の書類 浄化槽清掃業者名簿(様式第4号)

3 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理士免状の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 個人にあつては、住民票の写し
- (4) 浄化槽保守点検業務従事者名簿(様式第5号)
- (5) 営業所の案内図
- (6) 浄化槽保守点検カードの様式

4 条例第3条第3項の更新の登録の申請の場合にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、条例第10条第4項に規定する研修を修了したことを証する書類の写しを添付しなければならない。

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第4条 条例第5条第4項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付・閲覧請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録簿の管理上必要があると認めるときは、閲覧を行わないことができる。

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業者変更届出書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し又は登記事項証明書

- (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項の変更 新たに営業所を設置した場合にあってはその営業所に係る器具明細書、浄化槽清掃業者名簿、浄化槽保守点検業務従事者名簿及び案内図、営業所を移転した場合にあってはその営業所に係る案内図
- (3) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び新たに役員となった者がある場合にあっては、役員の変更に係る誓約書(様式第8号)
- (4) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項の変更 浄化槽管理士免状の写し
(廃業等の届出)

第6条 条例第8条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書(様式第9号)により行わなければならない。

(浄化槽管理士に対する研修)

第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める研修は、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年埼玉県条例第44号)第9条の2第1項に規定する研修とする。

(営業所の備付器具)

第8条 条例第10条第5項に規定する規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 塩素イオン濃度測定器具
- (2) 水素イオン濃度指数測定器具
- (3) 水温計
- (4) スカム厚測定器具
- (5) 汚泥厚測定器具
- (6) 汚泥沈でん率測定器具
- (7) 亜硝酸性窒素測定器具
- (8) 透視度計
- (9) 溶存酸素計
- (10) 残留塩素測定器具
- (11) 顕微鏡

(浄化槽管理士証)

第9条 条例第11条第2項に規定する規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書は、市長が指定する者が発行する書面によるものとする。

(通知の方法)

第10条 条例第11条第3項の規定による通知は、検査が行われていない旨を通知する場合にあっては浄化槽の水質検査に関する通知書(様式第10号)により、浄化槽の清掃が必要である旨を通知する場合にあっては浄化槽の清掃に関する通知書(様式第11号)により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第11条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、さいたま市浄化槽保守点検業者登録票（様式第12号）によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第12条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (4) 保守点検実施日
- (5) 条例第11条第3項の規定による通知を行った日

2 条例第13条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、毎月末日までに、前月中に行った浄化槽保守点検業務に係る前項各号に掲げる事項について、記載が終了していなければならない。

3 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該登録簿を保存しなければならない。

（身分証明書）

第13条 条例第15条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第13号）によるものとする。

（書類の提出部数）

第14条 条例第4条、第7条又は第8条の規定により市長に提出する書類の部数は、正副2通とする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則中第3条第3項第2号並びに第5条第2項第1号及び第3号の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例（令和2年さいたま市条例第17号）附則第2項の適用を受ける者が、この規則の施行の日以後最初の更新の登録の申請を行う場合については、この規則による改正後のさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第4項の規定は、適用しない。

3 この規定の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。